

附則における経過措置の書き分けについて

方向性

使用料条例の改正（R9. 4. 1 以降の利用分は新料金）にあたり、条例・附則に定める経過措置として、旧料金適用者の範囲については、条例可決後（R8. 6. 26 予定）3 ヶ月の周知期間を設けたうえで、R8. 10. 1 以降の予約について適用する。

パターン1

使用日の6 か月前（以内）からのみ予約可能である施設については、利用日基準で考え、令和9年4月1日以降の利用は新料金。令和9年3月31日までの利用は旧料金とするもの。

①対象となる条例

- ・和泉市温水プール条例 ➡ 当日利用
- ・和泉市立運動施設条例 ➡ 1 ヶ月前から予約可
- ・和泉市立体育館条例 ➡ 2 ヶ月前から予約可
- ・和泉市立図書館条例 ➡ 6 ヶ月前から予約可（和泉図書館集会室）
- ・和泉市都市公園条例 ➡ 1 ヶ月前から予約可（くすのき公園テニスコート）
- ・和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例 ➡ 6 ヶ月前から予約可
- ・和泉市立人権文化センター条例 ➡ 6 ヶ月前から予約可

②附則・経過措置の内容

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市立運動施設条例別表第1及び別表第2【網掛け箇所は条例毎に異なる】の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

パターン2

条例に北部、南部リージョンセンターがあるが、南部リージョンセンターの特有の理由により他の附則と書き方が異なるもの。

令和8年度中に、南部リージョンセンターの指定管理者の公募を行い、令和9年4月1日から5年間（R9.4.1～R14.3.31まで）の指定を予定している。

令和8年12月議会において新たな指定管理者が決定することから、新料金においては現在の指定管理者ではなく、議決後速やかに、新たな指定管理者のもとで決定し、周知を図る必要がある。

このことから、南部リージョンセンターは、4月1日以降に許可を受けたものを対象に新料金を適用するものとし、3月31日までの許可の場合は旧料金が適用される。

なお、北部リージョンセンターは、パターン1同様に使用日の6か月前（以内）からのみ予約可能である施設については、利用日基準で考え、令和9年4月1日以降の利用は新料金。令和9年3月31日までの利用は旧料金とするもの。

①対象となる条例

- ・和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例

南部リージョンセンター

➡12ヵ月前から予約可（多目的ホールのみ。その他の部屋は6か月前予約）

北部リージョンセンター

➡6か月前から予約可

②附則・経過措置の内容

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金（南部リージョンセンターにあっては許可に係る料金）について適用し、同日前の利用に係る料金（南部リージョンセンターにあっては許可に係る料金）については、なお従前の例による。

パターン3

条例可決（予定：令和8年6月26日）時点において既に令和9年4月1日以降の利用について事前予約が可能であることから、一定の周知期間を設けたうえで令和8年9月30日までの利用予約については旧料金を適用し、令和8年10月1日以降の利用予約については新料金を適用するもの。

①対象となる条例

- ・和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

➡12ヵ月前から予約可（3階多目的ホールのみ。その他の部屋は6ヵ月前予約）

②附則・経過措置の内容

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表【網掛け箇所は条例毎に異なる】の規定は、令和9年4月1日以後の利用であって令和8年10月1日以後に許可を受けたものに係る料金について適用し、同日前に許可を受けたものに係る料金については、なお従前の例による。

パターン4

条例に2つの施設があるが、生涯学習センターの特有の理由により他の附則と書き方が異なるもの。

現在、生涯学習センターにおいて運用している施設管理システムにおいては、申請日における料金でしか処理できない。現在、システム事業者選定中であり、令和9年1月1日から新システムでの運用が開始される。

このことから、現在のシステムが稼働している令和8年12月31日までの利用予約については旧料金の適用となるもの。

なお、新システムにおいては上記の課題は解消される。

生涯学習サポート館においては、パターン2同様に10月1日以降の予約について新料金の適用とするもの。

①対象となる条例

- ・和泉市生涯学習センター条例

生涯学習センター

➡12ヵ月前から予約可（弥生の風ホールのみ。その他の部屋は6ヵ月前予約）

生涯学習サポート館

➡6ヵ月前から予約可

②附則・経過措置の内容

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市生涯学習センター条例別表第1及び別表第2の規定は、令和9年4月1日以後の利用であって、同年1月1日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあつては令和8年10月1日）以後に許可を受けたものに係る料金について適用し、令和8年12月31日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあつては同年9月30日）以前に許可を受けたものに係る料金については、なお従前の例による。

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例制定について（概要）

市長公室広報・協働推進室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市南部リージョンセンター及び和泉市北部リージョンセンターの利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金（南部リージョンセンターにあつては許可に係る料金）について適用し、同日前の利用に係る料金（南部リージョンセンターにあつては許可に係る料金）については、なお従前の例による。

5 「経過措置」の補足

この条例で規定する施設のうち、北部リージョンセンターは、令和9年4月1日以降の施設利用の予約が可能となる令和8年10月1日から新料金を適用するが、南部リージョンセンターは、令和8年度に指定管理者の公募を行い、令和8年12月議会において令和9年4月1日から5年間における新たな指定管理者の決定を予定していることから、新料金においては、現在の指定管理者ではなく、議決後速やかに、新たな指定管理者のもとで決定し、周知を図る必要がある。

このことから、南部リージョンセンターは、4月1日以降に許可（申請）を受けたものを対象に新料金を適用するものとし、3月31日までの許可（申請）の場合は旧料金を適用するものとする。

議案第 号

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市リージョンセンターの利用料金を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例（平成１９年和泉市条例第２４号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新

別表（第１１条関係）
和泉市南部リージョンセンター基本利用料金
(単位：円)

利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00
和室	1,430	1,910	2,070	3,340	3,980	5,410	480	520
中会議室（１）	1,430	1,910	2,070	3,340	3,980	5,410	480	520
中会議室（２）	1,430	1,910	2,070	3,340	3,980	5,410	480	520
大会議室	2,880	3,830	4,160	6,710	7,990	10,870	960	1,040
多目的室	休日	16,380	21,830	24,080	38,210	45,910	62,290	5,460
	平日	13,110	17,470	19,270	30,580	36,740	49,850	4,370
控室	950	1,270	1,430	2,220	2,700	3,650	320	360
料理室	4,320	5,770	6,410	10,090	12,180	16,500	1,450	1,610
音楽室	3,830	5,130	5,620	8,960	10,750	14,580	1,280	1,410

備考
１～４ 略
５ 利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）入場料等の最高額が2,500円を超え5,000円以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額

旧

別表（第１１条関係）
和泉市南部リージョンセンター基本利用料金
(単位：円)

利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00
和室	1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
中会議室（１）	1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
中会議室（２）	1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
大会議室	2,310	3,070	3,330	5,380	6,400	8,710	770	840
多目的室	休日	13,110	17,470	19,270	30,580	36,740	49,850	4,370
	平日	10,490	13,980	15,420	24,480	29,410	39,900	3,500
控室	760	1,020	1,150	1,780	2,170	2,930	260	290
料理室	3,460	4,620	5,130	8,080	9,750	13,210	1,160	1,290
音楽室	3,070	4,110	4,500	7,180	8,610	11,680	1,030	1,130

備考
１～４ 略
５ 利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）入場料等の最高額が2,000円を超え4,000円以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額

新									旧								
(2) 入場料等の最高額が <u>5, 0 0 0円</u> を超え <u>7, 5 0 0円</u> 以下の場合 基本利用料金の1. 5 倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>7, 5 0 0円</u> を超える場合 基本利用料金の2 倍の額 6～8 略 和泉市北部リージョンセンター基本利用料金 (1) 施設									(2) 入場料等の最高額が <u>4, 0 0 0円</u> を超え <u>6, 0 0 0円</u> 以下の場合 基本利用料金の1. 5 倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>6, 0 0 0円</u> を超える場合 基本利用料金の2 倍の額 6～8 略 和泉市北部リージョンセンター基本利用料金 (1) 施設								
(単位：円)									(単位：円)								
利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
	9:00 ～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 18:00	18:00～ 22:00		9:00 ～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 18:00	18:00～ 22:00
和室	1,500	2,000	2,250	3,500	4,250	5,750	500	570	和室	1,200	1,600	1,800	2,800	3,400	4,600	400	450
会議室（1）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	会議室（1）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
会議室（2）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	会議室（2）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室（1）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	集会室（1）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室（2）	2,620	3,500	3,870	6,120	7,370	9,990	880	970	集会室（2）	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室（3）	3,750	5,000	5,500	8,750	10,500	14,250	1,250	1,380	集会室（3）	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
多目的室	3,750	5,000	5,500	8,750	10,500	14,250	1,250	1,380	多目的室	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
料理室	3,750	5,000	5,500	8,750	10,500	14,250	1,250	1,380	料理室	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
多目的 グラウンド	1 時間につき370円								多目的 グラウンド	1 時間につき300円							
備考 略									備考 略								
(2) 略									(2) 略								

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金（南部リージョンセンターにあつては許可に係る料金）について適用し、同日前の利用に係る料金（南部リージョンセンターにあつては許可に係る料金）については、なお従前の例による。

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について（概要）

総務部人権・男女参画室

1 主な改正の理由

「使用料」は、地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過しているため、和泉市立人権文化センターの使用料を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく使用料の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市立人権文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立人権文化センターの使用料を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立人権文化センター条例（平成13年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧								
別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館基本料金 (単位：円)									別表（第9条関係） 和泉市立人権文化センター本館基本料金 (単位：円)								
利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前 ・午後	午後 ・夜間	全日	1時間当たり	
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 22:00		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 13:00	13:00 ～ 22:00
大会議室	10,150	11,710	11,710	21,860	23,420	33,570	3,390	2,930	大会議室	8,120	9,370	9,370	17,490	18,740	26,860	2,710	2,350
3階会議室	3,120	3,900	3,900	7,020	7,800	10,920	1,040	980	3階会議室	2,500	3,120	3,120	5,620	6,240	8,740	840	780
4階第1研修室	3,120	3,900	3,900	7,020	7,800	10,920	1,040	980	4階第1研修室	2,500	3,120	3,120	5,620	6,240	8,740	840	780
4階第3研修室	1,560	2,330	2,330	3,890	4,660	6,220	520	590	4階第3研修室	1,250	1,870	1,870	3,120	3,740	4,990	420	470
4階視聴覚教室	1,560	2,330	2,330	3,890	4,660	6,220	520	590	4階視聴覚教室	1,250	1,870	1,870	3,120	3,740	4,990	420	470
4階洋裁教室	1,560	2,330	2,330	3,890	4,660	6,220	520	590	4階洋裁教室	1,250	1,870	1,870	3,120	3,740	4,990	420	470
5階和室（大）	6,250	7,810	7,810	14,060	15,620	21,870	2,090	1,960	5階和室（大）	5,000	6,250	6,250	11,250	12,500	17,500	1,670	1,570
5階和室（小1）	3,120	3,900	3,900	7,020	7,800	10,920	1,040	980	5階和室（小1）	2,500	3,120	3,120	5,620	6,240	8,740	840	780
5階和室（小2）	2,630	3,510	3,510	6,140	7,020	9,650	880	880	5階和室（小2）	2,110	2,810	2,810	4,920	5,620	7,730	710	710
5階料理教室	3,900	4,680	4,680	8,580	9,360	13,260	1,300	1,170	5階料理教室	3,120	3,750	3,750	6,870	7,500	10,620	1,040	940
備考									備考								

新	旧																																																																																																																								
1～4 略 5 略 和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>1階青少年室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>2階和室 (1)</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階和室 (2)</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>1,250</td><td>1,250</td><td>2,500</td><td>320</td><td>420</td></tr></table> 備考 略 和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>2階教室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>2階和室</td><td>770</td><td>770</td><td>1,540</td><td>200</td><td>260</td></tr><tr><td>3階大会議室</td><td>1,560</td><td>1,560</td><td>3,120</td><td>390</td><td>520</td></tr></table> 備考 略	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		1階青少年室	770	770	1,540	200	260	2階和室 (1)	620	620	1,240	160	210	2階和室 (2)	620	620	1,240	160	210	2階会議室	1,250	1,250	2,500	320	420	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		2階教室	770	770	1,540	200	260	2階会議室	770	770	1,540	200	260	2階和室	770	770	1,540	200	260	3階大会議室	1,560	1,560	3,120	390	520	1～4 略 5 大会議室における冷暖房装置の使用料は、基本料金の0.4倍の額（延長利用の場合にあっては、1時間につき、当該延長時間に係る区分の1時間当たりの基本料金を加算した額の0.4倍の額）とする。 6 略 和泉市立人権文化センター王子町分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>1階青少年室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階和室 (1)</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>130</td><td>170</td></tr><tr><td>2階和室 (2)</td><td>500</td><td>500</td><td>1,000</td><td>130</td><td>170</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>2,000</td><td>250</td><td>340</td></tr></table> 備考 略 和泉市立人権文化センター幸分館基本料金 (単位：円) <table><tr><th>利用時間区分 利用室名</th><th>午後 13:00～ 17:00</th><th>夜間 18:00～ 21:00</th><th>午後・夜間 13:00～ 21:00</th><th colspan="2">1時間当たり</th></tr><tr><td>2階教室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階会議室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>2階和室</td><td>620</td><td>620</td><td>1,240</td><td>160</td><td>210</td></tr><tr><td>3階大会議室</td><td>1,250</td><td>1,250</td><td>2,500</td><td>320</td><td>420</td></tr></table> 備考 略	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		1階青少年室	620	620	1,240	160	210	2階和室 (1)	500	500	1,000	130	170	2階和室 (2)	500	500	1,000	130	170	2階会議室	1,000	1,000	2,000	250	340	利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり		2階教室	620	620	1,240	160	210	2階会議室	620	620	1,240	160	210	2階和室	620	620	1,240	160	210	3階大会議室	1,250	1,250	2,500	320	420
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
1階青少年室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
2階和室 (1)	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階和室 (2)	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階会議室	1,250	1,250	2,500	320	420																																																																																																																				
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
2階教室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
2階会議室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
2階和室	770	770	1,540	200	260																																																																																																																				
3階大会議室	1,560	1,560	3,120	390	520																																																																																																																				
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
1階青少年室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階和室 (1)	500	500	1,000	130	170																																																																																																																				
2階和室 (2)	500	500	1,000	130	170																																																																																																																				
2階会議室	1,000	1,000	2,000	250	340																																																																																																																				
利用時間区分 利用室名	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 21:00	午後・夜間 13:00～ 21:00	1時間当たり																																																																																																																					
2階教室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階会議室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
2階和室	620	620	1,240	160	210																																																																																																																				
3階大会議室	1,250	1,250	2,500	320	420																																																																																																																				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立人権文化センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例制定について（概要）

環境産業部産業振興室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市農業体験交流施設の利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市農業体験交流施設の利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例（平成20年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新					旧				
別表（第12条関係） 和泉市農業体験交流施設基本利用料金 ふれあい施設 (単位：円)					別表（第12条関係） 和泉市農業体験交流施設基本利用料金 ふれあい施設 (単位：円)				
利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00	利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00
ふれあい学習室 (1)	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>2,180</u>	<u>320</u>	ふれあい学習室 (1)	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,750</u>	<u>250</u>
ふれあい学習室 (2)	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>2,180</u>	<u>320</u>	ふれあい学習室 (2)	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,750</u>	<u>250</u>
備考 略 コミュニティ施設 (単位：円)					備考 略 コミュニティ施設 (単位：円)				
利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00	利用時間区分 利用室名	午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	午前・午後 9:00～ 17:00	1時間当たり 9:00～ 17:00
体験学習室	<u>2,330</u>	<u>3,120</u>	<u>5,450</u>	<u>780</u>	体験学習室	<u>1,870</u>	<u>2,500</u>	<u>4,370</u>	<u>630</u>

新					旧				
調理加工室	<u>1, 1 6 0</u>	<u>1, 5 6 0</u>	<u>2, 7 2 0</u>	<u>3 9 0</u>	調理加工室	<u>9 3 0</u>	<u>1, 2 5 0</u>	<u>2, 1 8 0</u>	<u>3 1 0</u>
備考 略 バーベキュー施設（炉 1 基） 略					備考 略 バーベキュー施設（炉 1 基） 略				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について（概要）

都市デザイン部都市整備室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、くすのき公園テニスコートの利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、くすのき公園テニスコートの利用料金を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市都市公園条例（昭和60年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧			
別表第3（第12条関係）				別表第3（第12条関係）			
公園名	有料公園施設	単位	金額	公園名	有料公園施設	単位	金額
くすのき公園	テニスコート	1コート1時間	<u>770円</u>	くすのき公園	テニスコート	1コート1時間	<u>620円</u>
備考 略				備考 略			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の和泉市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

「使用料」は、地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市コミュニティセンターの使用料を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく使用料の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和9年4月1日以後の利用であって令和8年10月1日以後に許可を受けたものに係る料金について適用し、同日前に許可を受けたものに係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市コミュニティセンターの使用料を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和60年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新										旧									
別表（第8条関係） 和泉市コミュニティセンター基本料金 (単位：円)										別表（第8条関係） 和泉市コミュニティセンター基本料金 (単位：円)									
利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00
1階	大集会室	<u>9,370</u>	<u>12,500</u>	<u>13,750</u>	<u>21,870</u>	<u>26,250</u>	<u>35,620</u>	<u>3,130</u>	<u>3,440</u>	1階	大集会室	<u>7,500</u>	<u>10,000</u>	<u>11,000</u>	<u>17,500</u>	<u>21,000</u>	<u>28,500</u>	<u>2,500</u>	<u>2,750</u>
	中集会室	<u>6,250</u>	<u>8,270</u>	<u>9,060</u>	<u>14,520</u>	<u>17,330</u>	<u>23,580</u>	<u>2,080</u>	<u>2,270</u>		中集会室	<u>5,000</u>	<u>6,620</u>	<u>7,250</u>	<u>11,620</u>	<u>13,870</u>	<u>18,870</u>	<u>1,670</u>	<u>1,820</u>
	小集会室	<u>3,120</u>	<u>4,060</u>	<u>4,470</u>	<u>7,180</u>	<u>8,530</u>	<u>11,650</u>	<u>1,030</u>	<u>1,120</u>		小集会室	<u>2,500</u>	<u>3,250</u>	<u>3,580</u>	<u>5,750</u>	<u>6,830</u>	<u>9,330</u>	<u>840</u>	<u>900</u>
2階	調理実習室	<u>4,210</u>	<u>5,620</u>	<u>6,110</u>	<u>9,830</u>	<u>11,730</u>	<u>15,940</u>	<u>1,410</u>	<u>1,530</u>	2階	調理実習室	<u>3,370</u>	<u>4,500</u>	<u>4,890</u>	<u>7,870</u>	<u>9,390</u>	<u>12,760</u>	<u>1,130</u>	<u>1,230</u>
	小運動室	<u>4,710</u>	<u>6,270</u>	<u>6,270</u>	<u>10,980</u>	<u>12,540</u>	<u>17,250</u>	<u>1,570</u>	<u>1,570</u>		小運動室	<u>3,770</u>	<u>5,020</u>	<u>5,020</u>	<u>8,790</u>	<u>10,040</u>	<u>13,810</u>	<u>1,260</u>	<u>1,260</u>
	創作活動室	<u>5,460</u>	<u>7,330</u>	<u>7,920</u>	<u>12,790</u>	<u>15,250</u>	<u>20,710</u>	<u>1,830</u>	<u>1,980</u>		創作活動室	<u>4,370</u>	<u>5,870</u>	<u>6,340</u>	<u>10,240</u>	<u>12,210</u>	<u>16,580</u>	<u>1,460</u>	<u>1,590</u>
	教養娯楽室	<u>2,810</u>	<u>3,750</u>	<u>4,370</u>	<u>6,560</u>	<u>8,120</u>	<u>10,930</u>	<u>940</u>	<u>1,100</u>		教養娯楽室	<u>2,250</u>	<u>3,000</u>	<u>3,500</u>	<u>5,250</u>	<u>6,500</u>	<u>8,750</u>	<u>750</u>	<u>880</u>
3階	控え室（1）	<u>1,080</u>	<u>1,560</u>	<u>1,710</u>	<u>2,640</u>	<u>3,270</u>	<u>4,350</u>	<u>380</u>	<u>430</u>	3階	控え室（1）	<u>870</u>	<u>1,250</u>	<u>1,370</u>	<u>2,120</u>	<u>2,620</u>	<u>3,490</u>	<u>290</u>	<u>350</u>
	控え室（2）	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,400</u>	<u>2,180</u>	<u>2,650</u>	<u>3,580</u>	<u>320</u>	<u>350</u>		控え室（2）	<u>750</u>	<u>1,000</u>	<u>1,120</u>	<u>1,750</u>	<u>2,120</u>	<u>2,870</u>	<u>250</u>	<u>280</u>
	多目的 休日	<u>18,750</u>	<u>25,000</u>	<u>28,120</u>	<u>43,750</u>	<u>53,120</u>	<u>71,870</u>	<u>6,250</u>	<u>7,030</u>		多目的 休日	<u>15,000</u>	<u>20,000</u>	<u>22,500</u>	<u>35,000</u>	<u>42,500</u>	<u>57,500</u>	<u>5,000</u>	<u>5,630</u>
	ホール 平日	<u>15,000</u>	<u>20,000</u>	<u>22,500</u>	<u>35,000</u>	<u>42,500</u>	<u>57,500</u>	<u>5,000</u>	<u>5,630</u>		ホール 平日	<u>12,000</u>	<u>16,000</u>	<u>18,000</u>	<u>26,000</u>	<u>31,000</u>	<u>40,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,500</u>
4	中集会室	<u>6,750</u>	<u>9,000</u>	<u>9,000</u>	<u>15,750</u>	<u>18,000</u>	<u>24,750</u>	<u>2,250</u>	<u>2,250</u>	4	中集会室	<u>5,400</u>	<u>7,200</u>	<u>7,200</u>	<u>12,600</u>	<u>14,400</u>	<u>19,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>

新										旧									
階	視聴覚室	5,460	7,330	8,120	12,790	15,450	20,910	1,830	2,030	階	視聴覚室	4,370	5,870	6,500	10,240	12,370	16,740	1,460	1,630
備考										備考									
1～4 略										1～4 略									
<u>5</u> 利用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 入場料等の最高額が <u>2,500円</u> を超え <u>5,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.3倍の額 (2) 入場料等の最高額が <u>5,000円</u> を超え <u>7,500円</u> 以下の場合 基本料金の1.5倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>7,500円</u> を超える場合 基本料金の2倍の額 <u>6、7</u> 略										<u>5</u> 多目的ホールにおける冷暖房装置の使用料は、1時間につき <u>1,400円</u> とする。 <u>6</u> 利用者が多目的ホールにおいて入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 入場料等の最高額が <u>2,000円</u> を超え <u>4,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.3倍の額 (2) 入場料等の最高額が <u>4,000円</u> を超え <u>6,000円</u> 以下の場合 基本料金の1.5倍の額 (3) 入場料等の最高額が <u>6,000円</u> を超える場合 基本料金の2倍の額 <u>7、8</u> 略									
和泉市北部コミュニティセンター基本料金 略										和泉市北部コミュニティセンター基本料金 略									

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- この条例による改正後の和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和9年4月1日以後の利用であつて令和8年10月1日以後に許可を受けたものに係る料金について適用し、同日前に許可を受けたものに係る料金については、なお従前

の例による。

和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市生涯学習センター及び和泉市生涯学習サポート館の利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市生涯学習センター条例別表第1及び別表第2の規定は、令和9年4月1日以後の利用であって、同年1月1日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあっては令和8年10月1日）以後に許可を受けたものに係る料金について適用し、令和8年12月31日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあっては同年9月30日）以前に許可を受けたものに係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について

和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市生涯学習センターの利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）

和泉市生涯学習センター条例（平成14年和泉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧										
別表第1（第11条関係） 和泉市生涯学習センター基本利用料金 （1）施設 (単位：円)									別表第1（第11条関係） 和泉市生涯学習センター基本利用料金 （1）施設 (単位：円)										
利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名等		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00
文化ホール	休日	39,830	53,120	58,430	92,950	111,550	151,380	13,280	14,610	文化ホール	休日	31,870	42,500	46,750	74,370	89,250	121,120	10,630	11,690
	平日	31,870	42,500	46,750	74,370	89,250	121,120	10,630	11,690		平日	25,500	34,000	37,400	59,500	71,400	96,900	8,500	9,350
楽屋（小）		880	1,180	1,180	2,060	2,360	3,240	300	300	楽屋（小）		710	950	950	1,660	1,900	2,610	240	240
楽屋（中）		1,400	1,870	2,020	3,270	3,890	5,290	470	510	楽屋（中）		1,120	1,500	1,620	2,620	3,120	4,240	380	410
楽屋（大）		1,870	2,500	2,810	4,370	5,310	7,180	630	710	楽屋（大）		1,500	2,000	2,250	3,500	4,250	5,750	500	570
リハーサル室		5,920	7,900	7,900	13,820	15,800	21,720	1,980	1,980	リハーサル室		4,740	6,320	6,320	11,060	12,640	17,380	1,580	1,580
多目的室		8,430	11,250	11,510	19,680	22,760	31,190	2,820	2,880	多目的室		6,750	9,000	9,210	15,750	18,210	24,960	2,250	2,310
スタジオ		1時間につき650円								スタジオ		1時間につき520円							
学習室（小）		2,200	2,930	2,930	5,130	5,860	8,060	740	740	学習室（小）		1,760	2,350	2,350	4,110	4,700	6,460	590	590
学習室（大）		8,430	11,250	12,080	19,680	23,330	31,760	2,820	3,020	学習室（大）		6,750	9,000	9,670	15,750	18,670	25,420	2,250	2,420
和室		3,370	4,500	4,500	7,870	9,000	12,370	1,130	1,130	和室		2,700	3,600	3,600	6,300	7,200	9,900	900	900
ギャラリー		18,750	25,000	27,500	43,750	52,500	71,250	6,250	6,880	ギャラリー		15,000	20,000	22,000	35,000	42,000	57,000	5,000	5,500
茶室		3,570	4,760	4,760	8,330	9,520	13,090	1,190	1,190	茶室		2,860	3,810	3,810	6,670	7,620	10,480	960	960
特別教室（運動室）		3,230	4,310	4,310	7,540	8,620	11,850	1,080	1,080	特別教室（運動室）		2,590	3,450	3,450	6,040	6,900	9,490	870	870

新									旧								
特別教室（調理実習室）	4,680	6,250	6,720	10,930	12,970	17,650	1,570	1,680	特別教室（調理実習室）	3,750	5,000	5,380	8,750	10,380	14,130	1,250	1,350
特別教室（工房）	4,680	6,250	6,580	10,930	12,830	17,510	1,570	1,650	特別教室（工房）	3,750	5,000	5,270	8,750	10,270	14,020	1,250	1,320
備考									備考								
1～5 略									1～5 略								
6 利用者が文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。									6 利用者が文化ホールにおいて入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。								
(1) 入場料等の最高額が <u>2,500円</u> を超え <u>5,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額									(1) 入場料等の最高額が <u>2,000円</u> を超え <u>4,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額								
(2) 入場料等の最高額が <u>5,000円</u> を超え <u>7,500円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額									(2) 入場料等の最高額が <u>4,000円</u> を超え <u>6,000円</u> 以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額								
(3) 入場料等の最高額が <u>7,500円</u> を超える場合 基本利用料金の2倍の額									(3) 入場料等の最高額が <u>6,000円</u> を超える場合 基本利用料金の2倍の額								
7、8 略									7、8 略								
(2) 略									(2) 略								
和泉市生涯学習サポート館基本利用料金									和泉市生涯学習サポート館基本利用料金								
(単位：円)									(単位：円)								
利用時間区分 利用室名等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり		利用時間区分 利用室名等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり	
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	9:00～18:00	18:00～22:00		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00	9:00～18:00	18:00～22:00
学習活動室1	1,760	2,350	2,350	4,110	4,700	6,460	590	590	学習活動室1	1,410	1,880	1,880	3,290	3,760	5,170	470	470
学習活動室2	2,560	3,420	3,420	5,980	6,840	9,400	860	860	学習活動室2	2,050	2,740	2,740	4,790	5,480	7,530	690	690
学習活動室3	7,020	9,370	9,760	16,390	19,130	26,150	2,350	2,440	学習活動室3	5,620	7,500	7,810	13,120	15,310	20,930	1,880	1,960
創作活動室	2,420	3,230	3,230	5,650	6,460	8,880	810	810	創作活動室	1,940	2,590	2,590	4,530	5,180	7,120	650	650
和室1	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000	1,000	和室1	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	8,800	800	800
和室2	1,980	2,650	2,650	4,630	5,300	7,280	670	670	和室2	1,590	2,120	2,120	3,710	4,240	5,830	530	530
体育室	1時間につき <u>1,250円</u> (18時以降は <u>1,370円</u>)								体育室	1時間につき <u>1,000円</u> (18時以降は <u>1,100円</u>)							
トレーニング室	1人1回につき <u>250円</u>								トレーニング室	1人1回につき <u>200円</u>							
備考 略									備考 略								
別表第2（第11条関係）									別表第2（第11条関係）								
個人利用（共用利用）									個人利用（共用利用）								

新			旧		
区分	幼児・児童・生徒	一般	区分	幼児・児童・生徒	一般
1人1回（2時間以内）につき	<u>130円</u>	<u>250円</u>	1人1回（2時間以内）につき	<u>100円</u>	<u>200円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の和泉市生涯学習センター条例別表第1及び別表第2の規定は、令和9年4月1日以後の利用であって、同年1月1日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあつては令和8年10月1日）以後に許可を受けたものに係る料金について適用し、令和8年12月31日（和泉市生涯学習サポート館の利用にあつては同年9月30日）以前に許可を受けたものに係る料金については、なお従前の例による。

和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市立和泉図書館集会室においても利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市立図書館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立図書館集会室の利用料金を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市立図書館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立図書館条例(平成22年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新									旧								
別表（第 1 3 条関係） 集会室基本利用料金 (単位：円)									別表（第 1 3 条関係） 集会室基本利用料金 (単位：円)								
利用 時間 区分 利用 室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり		利用 時間 区分 利用 室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1時間当たり	
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	9:00～ 18:00	18:00～ 22:00
	集会室1	<u>3,750</u>	<u>5,000</u>	<u>5,460</u>	<u>8,750</u>	<u>10,460</u>	<u>14,210</u>	<u>1,250</u>	<u>1,370</u>	集会室1	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>4,370</u>	<u>7,000</u>	<u>8,370</u>	<u>11,370</u>	<u>1,000</u>
集会室2	<u>2,960</u>	<u>3,900</u>	<u>4,370</u>	<u>6,860</u>	<u>8,270</u>	<u>11,230</u>	<u>980</u>	<u>1,100</u>	集会室2	<u>2,370</u>	<u>3,120</u>	<u>3,500</u>	<u>5,490</u>	<u>6,620</u>	<u>8,990</u>	<u>790</u>	<u>880</u>
備考 略									備考 略								

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立図書館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市立体育館の利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市立体育館条例別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市立体育館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立体育館の利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立体育館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立体育館条例（昭和 5 1 年和泉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧		
別表第 1（第 1 2 条関係）			別表第 1（第 1 2 条関係）		
区分		基本利用料金	区分		基本利用料金
市民体育館	大体育室	1時間 <u>2,500円</u>	市民体育館	大体育室	1時間 <u>2,000円</u>
	小体育室	1時間 <u>930円</u>		小体育室	1時間 <u>750円</u>
	会議室	1時間 <u>370円</u>		会議室	1時間 <u>300円</u>
コミュニティ 体育館	体育室全面	1時間 <u>4,000円</u>	コミュニティ 体育館	体育室全面	1時間 <u>3,200円</u>
	体育室 1/2 面	1時間 <u>2,500円</u>		体育室 1/2 面	1時間 <u>2,000円</u>
	体育室 1/4 面	1時間 <u>1,250円</u>		体育室 1/4 面	1時間 <u>1,000円</u>
	会議室	1時間 <u>750円</u>		会議室	1時間 <u>600円</u>
	研修室	1時間 <u>750円</u>		研修室	1時間 <u>600円</u>
備考 略			備考 略		
別表第 2（第 1 2 条関係）			別表第 2（第 1 2 条関係）		
個人利用（共通利用）			個人利用（共通利用）		
区分	幼児・児童・生徒	一般	区分	幼児・児童・生徒	一般

新			旧		
1 人 1 回 (2 時間以内) につき	<u>120円</u>	<u>250円</u>	1 人 1 回 (2 時間以内) につき	<u>100円</u>	<u>200円</u>
備考 略			備考 略		
別表第 3 (第 1 2 条関係)			別表第 3 (第 1 2 条関係)		
トレーニング室利用			トレーニング室利用		
区分		基本利用料金	区分		基本利用料金
1 人 1 回 (2 時間以内) につき		<u>250円</u>	1 人 1 回 (2 時間以内) につき		<u>200円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立体育館条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市立運動施設の利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市立運動施設条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市立運動施設の利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立運動施設条例（昭和59年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧					
別表第 1 （第 1 1 条関係）				別表第 1 （第 1 1 条関係）					
光明池球 技場	テニスコ ート	全面	1コート1時間 <u>770円</u>	光明池球 技場	テニスコ ート	全面	1コート1時間 <u>620円</u>		
		略	略			略	略		
	運動広場	(A)	休日 1時間 <u>1,250円</u>		運動広場	(A)	休日 1時間 <u>1,000円</u>		
			平日 1時間 <u>1,000円</u>				平日 1時間 <u>800円</u>		
		(B)	休日 1時間 <u>620円</u>			(B)	休日 1時間 <u>500円</u>		
			平日 1時間 <u>500円</u>				平日 1時間 <u>400円</u>		
	略	略	略		略				
		略			略				
	光明池緑 地運動場	テニスコート			1コート1時間 <u>770円</u>	光明池緑 地運動場	テニスコート		1コート1時間 <u>620円</u>
		テニス練習板			1人 1時間 <u>150円</u>		テニス練習板		1人 1時間 <u>120円</u>
運動広場 A		休日 1時間 <u>1,250円</u>	運動広場 A		休日 1時間 <u>1,000円</u>				
		平日 1時間 <u>1,000円</u>			平日 1時間 <u>800円</u>				

新				旧			
総合スポーツセンター	運動広場 B		休日 1時間 <u>1,250円</u>	総合スポーツセンター	運動広場 B		休日 1時間 <u>1,000円</u>
			平日 1時間 <u>1,000円</u>				平日 1時間 <u>800円</u>
	野球場	全面	休日 1時間 <u>3,750円</u>		野球場	全面	休日 1時間 <u>3,000円</u>
			平日 1時間 <u>2,500円</u>				平日 1時間 <u>2,000円</u>
		略	略			略	略
	多目的グラウンド	全面	休日 1時間 <u>6,250円</u>		多目的グラウンド	全面	休日 1時間 <u>5,000円</u>
			平日 1時間 <u>5,000円</u>				平日 1時間 <u>4,000円</u>
		半面	休日 1時間 <u>3,740円</u>			半面	休日 1時間 <u>3,000円</u>
			平日 1時間 <u>3,120円</u>				平日 1時間 <u>2,500円</u>
		照明設備	<u>全灯30分 2,500円</u>			照明設備	<u>全灯30分 2,500円</u>
			<u>1/2灯30分 1,250円</u>				<u>1/2灯30分 1,250円</u>
	テニスコート	全面	1コート1時間 <u>1,250円</u>		テニスコート	全面	1コート1時間 <u>1,000円</u>
		略	略			略	略
	多目的室		1時間 <u>1,000円</u>		多目的室		1時間 <u>800円</u>
	榎尾川公園テニスコート	全面	1コート1時間 <u>770円</u>		榎尾川公園テニスコート	全面	1コート1時間 <u>620円</u>
備考 略				備考 略			
別表第2（第11条関係） 個人利用（共用利用）				別表第2（第11条関係） 個人利用（共用利用）			

新			旧		
施設名	区分	基本利用料金	施設名	区分	基本利用料金
光明池球技場	運動広場	休日 1人1時間 <u>150円</u>	光明池球技場	運動広場	休日 1人1時間 <u>120円</u>
		平日 1人1時間 <u>120円</u>			平日 1人1時間 <u>100円</u>
光明池緑地運動場	運動広場 A・運動広場 B	休日 1人1時間 <u>150円</u>	光明池緑地運動場	運動広場 A・運動広場 B	休日 1人1時間 <u>120円</u>
		平日 1人1時間 <u>120円</u>			平日 1人1時間 <u>100円</u>
総合スポーツセンター	野球場	1人1時間 <u>120円</u>	総合スポーツセンター	野球場	1人1時間 <u>100円</u>
	多目的グラウンド	1人1時間 <u>120円</u>		多目的グラウンド	1人1時間 <u>100円</u>
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市立運動施設条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

「利用料金」は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき指定管理者が収受するものであるが、地方自治法第225条に規定する「使用料」と同様に、公の施設の利用の対価として施設を利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」を確保していることから、明確な算定基準のもと、適正な料金設定が求められるところである。

使用料及び利用料金の見直しについては、本市が策定した「公の施設の使用料見直し基本方針」（平成29年5月）に基づき、3年から5年を目途に見直しの必要性について検証を行う事としている。しかしながら、前回見直し（平成30年4月）の後、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、通常利用ができない期間が長期間にわたったことから、見直しについては保留していた。

このたび、新型コロナウイルス感染症の流行から脱したことに加え、前回見直しから8年が経過していることから、和泉市温水プールの利用料金を見直すにあたり、条例の一部を改正するものである。

2 主な改正の内容

方針に基づく利用料金の改正

3 施行期日

令和9年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市温水プール条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 号

和泉市温水プール条例の一部を改正する条例制定について

和泉市温水プール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

施設利用に係る受益者負担の適正化を図るため、和泉市温水プールの利用料金を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市温水プール条例の一部を改正する条例（案）

和泉市温水プール条例（平成8年和泉市条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧			
別表（第12条関係） 温水プール利用料金表				別表（第12条関係） 温水プール利用料金表			
区分			利用料金	区分			利用料金
一時利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1回（3時間） <u>400円</u> 1時間増すごとに <u>140円</u>	一時利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1回（3時間） <u>320円</u> 1時間増すごとに <u>110円</u>
		大人	1人1回（3時間） <u>800円</u> 1時間増すごとに <u>270円</u>			大人	1人1回（3時間） <u>640円</u> 1時間増すごとに <u>220円</u>
	トレーニング 室	大人	1人1回（3時間） <u>660円</u> 1時間増すごとに <u>220円</u>		トレーニング 室	大人	1人1回（3時間） <u>640円</u> 1時間増すごとに <u>220円</u>
	共通	大人	1人1回（3時間） <u>1,200円</u> 1時間増すごとに <u>400円</u>		共通	大人	1人1回（3時間） <u>960円</u> 1時間増すごとに <u>320円</u>
定期利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1か月 <u>3,120円</u>	定期利 用料金	温水プール	小人（小・中学 生）	1人1か月 <u>2,500円</u>
		大人	1人1か月 <u>6,250円</u>			大人	1人1ヵ月 <u>5,000円</u>

新				旧			
	トレーニング室	大人	1人1か月 <u>5,150円</u>		トレーニング室	大人	1人1か月 <u>5,000円</u>
	共通	大人	1人1か月 <u>9,370円</u>		共通	大人	1人1か月 <u>7,500円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用に係る料金の受領その他この条例の施行に関し必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の和泉市温水プール条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。